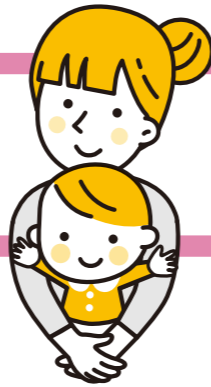


児童手当について



児童手当は中学校を卒業するまでの児童を養育されている方へ支給しています。

『現況届』の提出が原則不要

制度の一部改正により、対象世帯の所得や養育状況を確認するための『現況届』が提出不要となっています。
(※公簿等にて現況の確認を行います。一部の受給者は町より提出を案内しています)

所得要件へ上限限度額の設定

特例給付の受給条件に所得上限限度額が設定されており、限度額を超えた場合は支給が停止となります。
(支払への反映は10月払【6～9月分】より適用)
なお、**支給停止後に所得が上限限度額を下回った場合は、改めて認定請求の手続きが必要となります。**

【所得要件一覧表】

扶養親族等の数	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額	収入額の目安	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
5人	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

※収入額の目安は給与収入のみの計算のため、所得控除や医療費控除、雑損控除等を含めた所得額で所得制限を確認いたします。

■所得額が①未満の場合⇒児童手当支給対象

区分	支給月額
0～3歳の誕生日まで	15,000円
3歳～小学校修了前(第1子・第2子)	10,000円
3歳～小学校修了前(第3子以降)	15,000円
中学生	10,000円

■所得額が①以上～②未満の場合⇒特例給付支給対象

区分	支給月額
0歳～中学生まで	一律 5,000円

■所得額が②以上の場合⇒支給停止

また、下記の事由が発生した場合は保健福祉課子育て支援係にてお手続きください。

- ①新たに児童が生まれた場合
- ②受給者、配偶者、児童の住所や氏名が変わった場合（町外や海外への転出を含む）
- ③児童を養育しなくなった場合
- ④受給者が離婚または結婚した場合
- ⑤受給者の加入する年金が変更となった場合（受給者が公務員となった場合を含む）

お問い合わせ先

役場保健福祉課子育て支援係

☎(62) 4473



▼早朝バードウォッチング



パーソナリティ・大野真奈さんを迎えて、アスパラ収穫体験&ピザ作り&BBQなど



窯焼きピザ

収穫体験の後は選果場を見学し、いよいよお待ちかねのランチタイム！町産小麦「春よ恋」を生地に使い、採れたてのアスパラをトッピング、窯で焼き上げた本格派の味わいピザに歓声が上がりました。
夜は恒例のBBQ&大野さんとのジャンケン大会を開催。豪華景品を前に「喜憂し、翌朝は原生花園での早朝バードウォッチング。雨天により一部スケジュールを変更しましたが、充実の2日間のプログラムを満喫し、「また遊びにこよう」を合言葉に、解散しました。

「AIR-G」のラジオパーソナリティ・大野真奈さんをゲストに迎えたコラボイベントを6月3、4日にかけてアグリハートセンターを会場に開催しました。
今回のツアーのハイライトは、なんとこちらも旬を迎えたアスパラの収穫体験と採れたてアスパラを使った手作りピザランチ。全道から集まった参加者の皆さんは小清水の大地の恵みを存分に楽しみました。
アスパラ収穫では立派に育ったアスパラをその場でがぶり。鮮度抜群のアスパラに「おいしい」「甘い」と感動的なおいさを体験。

採れたてアスパラをその場で食す！

AIR-Gと観光協会のコラボイベントを開催！



◀旬のアスパラ



▲白熱ジャンケン大会



▲アスパラの収穫体験(大野さんは最前列左端)